四十、アサノ製菓こと浅野磨佐二に対する件

昭和四十三年(排)第三十四号

排除命令

愛知県名古屋市北区若園町二丁目八十三番地

アサノ製菓こと

浅野磨佐二

当委員会は、右の者に対し、不当景品類及び不当表示防止法(昭和三十七年法律第百三十四号)第六条第二項の規定による聴聞をした後、同条第一項の規定に基づき、次のとおり命令する。

主文

一、アサノ製菓こと浅野磨佐二は、その販売する小売価額二百円の「ほまれこいし」と称する商品およびこれと同種の商品について、今後、内容物の保護または品質保全の限度をこえて過大な容器包装を用いることにより、一般消費者に、当該商品の内容量に関し誤認される表示をしてはならない。

二、同人は、小売価額二百円の「ほまれこいし」と称する商品について、一般消費者の誤認を排除するために、すみやかに、同人が当該商品に過大な容器包装を用い、その内容物は、包装容器の総容積の約三割弱に相当する部分に詰められているに過ぎなかつた旨を広告しなければならない。この広告については、あらかじめ、当委員会の承認を受けなければならな

い。ただし、当委員会が承認することができない場合には、当委員会は、この広告について指示するものとする。

三、同人は、前項に基づいてした広告について、遅滞なく、文書をもつて当委員会に報告しなければならない。

事　実

アサノ製菓こと浅野磨佐二（以下「アサノ製菓」という。）は、肩書地に事務所を置き、観光土産品の製造販売業を営む事業者である。

アサノ製菓は、小売価額二百円の「ほまれこいし」と称する小石状の菓子（別添写真参照）を、昭和三十八年三月頃から同人の工場において製造し、愛知県、和歌山県、静岡県、三重県その他の地域に販売している。

当該商品は、小石状の菓子が直径十八・七センチメートル、高さ三・八センチメートルの円筒状（総容積約千四十三立方センチメートル）の不透明な合成樹脂の包装容器に詰められ、当該包装容器の表面は、透明な合成樹脂の上蓋でおおわれており、あたかも外見からは、小石状の菓子が包装容器一杯に詰められているかのように包装されている。

しかるに、当該包装容器は、段ボール紙で高さ二・七センチメートルにあげ底され、そのうえに小石状の菓子が一杯に詰められたものであつて、結局、「ほまれこいし」は、包装容器の総容積の約三割弱に相当する部分に詰められているにすぎない。

よつて、アサノ製菓は、当該商品の内容量について、実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示をしているものであつて、かかる行為は、不当に顧客を誘引し、公正な競争を阻害するおそれがあると認められる。

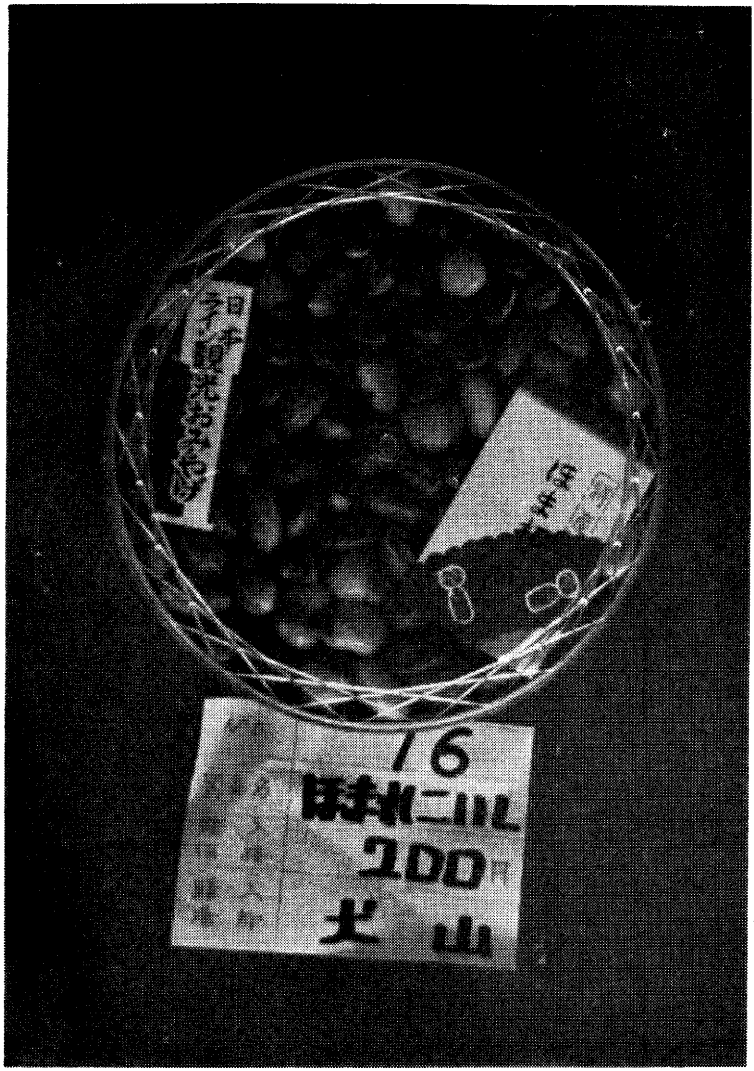
法の適用

前記事実によれば、アサノ製菓の行為は、不当景品類及び不当表示防止法第四条第二号の規定に違反する。

昭和四十三年五月十八日

公正取引委員会

委員長　山田精一
委員　菊池淳一
委員　梅田孝久
委員　亀岡康夫
委員　有賀美智子


16
味ポニIIL
200円
北山